

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十六号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則（昭和三十八年広島県規則第九十三号）の一部を次のように改正する。
別記様式第一号中

「老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、サービス拠点又は住居」

を

「老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合同型サービス福祉サービスの用に供する施設、サービス拠点又は住居」

を「回遊型居宅」

次のように定める。

4 「老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合同型サービス福祉事業の用に供する施設、サービス拠点又は住居」欄のうち「種類」欄は老人デイサービス事業及び老人短期入所事業について記入し、「入所・登録・入居定員」欄は老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合同型サービス福祉事業について記入すること。

別記様式第一号中

「老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、サービス拠点又は住居」

を

「老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合同型サービス福祉事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居」

を「回遊型居宅」

6 「老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合同型サービス福祉事業の用に供する施設、サービス拠点又は住居」欄のうち「種類」欄は老人デイサービス事業及び老人短期入所事業について記入し、「入所・登録・入居定員」欄は老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合同型サービス福祉事業について記入すること。

別記様式第一号中 「市町が当該市町」を「市町村が当該市町村」 「市町村の同意

書」や「市町の同意書」に定める。

第百三十七号中及び中四の五に定める。

3 「施設の運営についての重要事項に関する規程」欄については、老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）第2条第1項第5号イの規程を添付すること。

4 「協力病院の名称」及び「協力病院との契約の内容」欄については、老人福祉法施行規則第2条第1項第5号ニの協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約内容も併せて記入すること。

第百三十六号中「当該市町」や「当該市町村」及び「市町村の同意書」や「市町の同意書」に定める。

第百三十八号中及び中四の五に定める。

3 「施設の運営についての重要事項に関する規程」欄については、老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）第2条第1項第5号イの規程を添付すること。

4 「協力病院の名称」及び「協力病院との契約の内容」欄については、老人福祉法施行規則第2条第1項第5号ニの協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約内容も併せて記入すること。

第百三十六号中「市町村の意見書」や「市町の意見書」に定める。
第百三十八号中「便宜」や「介護等」及び「第29条第5項」や「第29条第7項」及び

「9 医療施設との連携の内容を記した書類

10 事業開始に必要な資金の額及びその調達方法を記した書類

11 長期の収支計画を記した書類

12 入居契約書

や

「9 老人福祉法第29条第7項に規定する保全措置を講じたことを証する書類

10 医療施設との連携の内容を記した書類

11 事業開始に必要な資金の額及びその調達方法を記した書類

12 長期の収支計画を記した書類

13 入居契約書等

に定める

第百

三十八

号の規定は、平成二十四年四月一日から施行される。